

見附市告示第 35 号

見附市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線の供用を次のように開始する。

なお、関係図面は令和 6 年 3 月 25 日から 3 月 31 日まで見附市建設課においてする。

令和 6 年 3 月 25 日
見附市長 稲田 亮

供用開始をする路線名及び区間 3 路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)	幅員 (m)
1562	本所 1 の 78 号線	見附市本所 1 丁目 938-11	見附市本所 1 丁目 938-22	48.4	6.0~10.6
1563	本所 1 の 79 号線	見附市本所 1 丁目 501-8	見附市本所 1 丁目 503-3	59.3	6.0~11.3
6191	上新田 20 号線	見附市上新田町 933-7	見附市上新田町 933-12	110.2	5.0~11.0

供用開始日 令和 6 年 4 月 1 日